

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱

令和2年5月1日
府地創第127号
消地協第113号
総行政第103号
入管庁支第161号
2文科政第25号
厚生労働省発会0430第2号
2農振第284号
20200428財地第4号
国総政第3号
令和2年6月24日
一部改正
令和2年9月23日
一部改正
令和2年12月16日
一部改正
令和3年2月2日
一部改正
令和3年2月26日
一部改正
令和3年3月24日
一部改正
令和3年4月30日
一部改正
令和3年6月25日
一部改正
令和3年7月15日
一部改正
令和3年8月5日
一部改正
令和3年8月20日
一部改正
令和3年9月17日
一部改正
令和3年10月13日
一部改正
令和3年12月27日
一部改正
令和4年1月14日
一部改正
令和4年1月31日
一部改正

令和4年4月1日
一部改正
令和4年4月28日
一部改正
令和4年6月30日
一部改正

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、基本的な枠組みを定める。

第1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の全ての事項、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの事項、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に掲げる新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え及び未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動の3つの事項並びに「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）の全ての事項（以下「経済対策」と総称する。）についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、新型コロナウイルスの感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応、「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応、ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現、社会経済活動の再開と危機管理の徹底、ポストコロナ社会を見据えた成長・分配の実現

及びコロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援（以下「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等」と総称する。）を通じた地方創生を図ることを目的とする。

第2 用語の定義

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。

2 事業者支援交付金

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下「交付金」という。)のうち、感染拡大の影響を受けている事業者の支援等に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものをいう。

3 協力要請推進枠等交付金

次の各号に掲げる費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付するものをいう。

一 協力要請推進枠交付金

交付金のうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金又は酒類販売事業者(酒税法(昭和15年法律第35号)第7条に規定する酒類の製造免許又は第9条に規定する酒類の販売業免許を受けている者に限る。以下同じ。)に対する支援金の支払い等に要する費用

二 検査促進枠交付金

交付金のうち、新型コロナウイルス感染症に係る検査(別紙1に規定するPCR検査等又は抗原定性検査に限る。以下「検査」という。)に対する支援等に要する費用

4 即時対応特定経費交付金

交付金のうち、営業時間短縮の要請等に伴う協力金の支払い等に関連し、国が交付するものをいう。

第3 交付金の交付の対象

1 交付対象者

交付金の交付対象者は、次に掲げる者とする。

一 交付金の交付対象者は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「地方公共団体」という。)とする。

二 協力要請推進枠等交付金の交付対象者については、一にかかわらず、都道府県とする。ただし、都道府県が、別に定めるところにより、市町村との協議を経た上で、当該都道府県分の協力要請推進枠等交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合においては、市町村又は都道府県及び市町村とする。

2 交付対象事業

交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準に適合する事業とする。

一 実施計画を作成する地方公共団体(以下「実施計画作成地方公共団体」という。)が、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業(経済対策に対応した事業)の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業であること。

二 国の補助事業等にあつては別表に定める事業で国の令和2年度補正予算(第1号、特第1号、第2号又は特第2号)に計上される事業、国の令和2年度補正予算(第3号又は特第3号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又

はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、国の令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、国の令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第2弾ー」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に係るもので、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、国の令和2年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、国の令和2年度補正予算（第1号又は第2号）に計上された予備費により実施される事業又は令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業、地方単独事業にあつては地方公共団体の令和2年度予算、令和3年度予算若しくは令和4年度予算に計上され、実施される事業（令和2年度当初予算に計上された事業にあつては、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるものに限る。）又は令和2年度予算、令和3年度予算若しくは令和4年度予算に計上された予備費により実施される事業であること。

三 事業者支援交付金については、感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援又は事業者若しくは地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する地方単独事業であること。

四 協力要請推進枠等交付金については、以下のイからホまでのいずれか、即時対応特定経費交付金については、以下のイ又はロ（別紙1における「基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」に係る事業に限る。）に該当する事業であること。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づき都道府県対策本部長が行う営業時間短縮の要請等（令和2年11月1日以降に新たに行うものに限る。以下「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であつて、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の都道府県知事の許可を受けた者等をいう。以下同じ。）に対する協力金等（協力金、支援金その他名目の如何を問わず、要請に応じた者に対して支出する金銭をいう。以下同じ。）であつて、特措法に関する事務を担当する国務大臣（以下「特措法担当大臣」という。）との協議を経たものの給付又は当該協力金等の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業

ロ 要請等（特措法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）又は同法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重

点措置を実施すべき区域のうち同法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域（以下「まん延防止等重点措置地域」という。）におけるものに限る。）に応じた別紙1に規定する特定大規模施設運営事業者又は支給対象テナント事業者等に対する協力金等であって、特措法担当大臣との協議を経たものの給付又は当該協力金等の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業

ハ 要請等に応じた対象者との直接又は間接の取引による影響を受けている酒類販売事業者に対する支援金の給付又は当該支援金の給付を行う市町村に対する当該給付に係る負担金等の支出に該当する事業

ニ 都道府県が作成する検査を促進するための計画（別に定める実施要領を踏まえ、特措法担当大臣の協議を経たものに限る。以下「検査促進計画」という。）に基づき、別紙1に規定するワクチン・検査パッケージ等定着促進事業又はワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業

ホ 特措法第24条第9項、第31条の6第2項又第45条第1項に基づき都道府県対策本部長が行う検査の受検要請の内容を含む検査促進計画に基づき、別紙1に規定する一般検査事業により、都道府県が実施事業者に対して補助等を行う事業又は実施事業者に対して補助等を行う市町村に対する当該補助等に係る負担金等の支出に該当する事業

五 第一号から第三号まで及び前号イからハまでに掲げる事業は、令和2年4月1日以降に実施される事業であること。前号ニに掲げる事業のうちワクチン・検査パッケージ等定着促進事業に係る事業は令和3年11月26日から令和4年3月31日までに、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に係る事業は令和4年1月19日から令和4年8月31日までに実施される事業であること。前号ホに掲げる事業は、令和3年11月26日以降に実施される事業であること。

3 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。ただし、協力要請推進枠交付金の交付対象経費には、別紙1に定める方式に基づき、対象者の事業規模に応じた単価により飲食店への協力金等を給付する場合及び別紙2に基づき規模別協力金の一部を早期に給付する場合に限り、交付対象事業の実施に必要な事務費を含むものとする。

第4 交付限度額

1 地方公共団体ごとの交付限度額は、別紙1により算定される額とする。

2 内閣総理大臣は、交付限度額を算定したときは、地方公共団体に通知するものとする。

第5 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の作成及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 一 実施計画作成地方公共団体の名称
- 二 交付対象事業の名称及び事業の概要
- 三 交付対象事業の区分
- 四 交付対象事業と経済対策との関係
- 五 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 六 事業実施期間
- 七 事業者支援交付金を充てる事業であるか否かの別
- 八 協力要請推進枠交付金又は即時対応特定経費交付金を充てる事業であるか否かの別
- 九 検査促進枠交付金を充てる事業であるか否かの別
- 十 その他必要な事項

2 実施計画の変更

地方公共団体は、実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 協力要請推進枠等交付金に係る交付限度額算定基礎資料の提出

都道府県は、第3の2の四のイ又はロに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、要請等の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による協力要請推進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。都道府県は、第3の2の四のハに掲げる事業を実施する目的で、新たに協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合又は要請等の内容等に変更があったことにより追加で協力要請推進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、第4の2の規定による協力要請推進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した資料を内閣総理大臣に提出するものとする。

都道府県は、第3の2の四のニ又はホに掲げる事業を実施する目的で、新たに検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合又は事業等に変更があったことにより追加で検査促進枠交付金の交付を受けようとする場合には、あらかじめ、検査促進計画の内容等について、特措法担当大臣に協議し、その結果に基づき、第4の2の規定による検査促進枠交付金に係る交付限度額の算定の基礎となる数値を記載した検査促進計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

第6 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から前項の規定に基づく実施計画の提出を受け

た場合には、当該実施計画における交付対象経費について判断し、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める大臣（以下「交付担当大臣」という。）と協議し、交付担当大臣が交付の事務を行うこととなる交付金の総額を明らかにして、配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、第4の1により算定される地方公共団体ごとの交付限度額（協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金に係る交付限度額については、第5の3に規定する資料に記載された数値に基づき算定された額とする。以下第6において同じ。）以内となることを勘案して定めるものとする。ただし、特別区については、すべての特別区の存する区域を一の市町村とみなして算出した交付限度額以内となることを勘案して、すべての特別区分を合算した額として定めるものとし、各特別区の交付金の総額については、別途都が定めるものとする。

- 1 当該地方公共団体の交付対象経費に係る交付対象事業が別表（い）欄に掲げる事業のみであり、かつ、当該各交付対象事業について、同表（ろ）欄の当該各項に定める大臣が一のみである場合 当該大臣
- 2 1以外の場合 総務大臣

第7 交付金予算額の移替え

内閣総理大臣は、第6により作成した配分計画について、交付担当大臣と連名で財務大臣の承認を得て、配分計画に基づき、交付金の予算を関係行政機関へそれぞれ移し替えるものとする。

第8 交付金の交付

交付金の交付事務は、交付担当大臣がその定めるところにより行う。

第9 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第10 協力要請推進枠交付金における協力金等の給付迅速化

協力要請推進枠交付金における協力金等の給付に関し必要な事項は、別紙2に定めるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度

別に定めるものとする。

附 則

この決定は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この決定は、令和2年12月16日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年2月2日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年3月24日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年6月25日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年7月15日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年8月20日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年9月17日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年10月13日から施行する。

附 則

この決定は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年4月28日から施行する。

附 則

この決定は、令和4年6月30日から施行する。

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を所管する大臣
沖縄振興特定事業推進費補助金	内閣総理大臣
地域女性活躍推進交付金	内閣総理大臣
地方創生テレワーク推進交付金	内閣総理大臣
デジタル田園都市国家構想推進交付金	内閣総理大臣
子ども・子育て支援交付金	内閣総理大臣
地域少子化対策重点推進交付金	内閣総理大臣
特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	内閣総理大臣
地域就職水河期世代支援加速化交付金	内閣総理大臣
地域子供の未来応援交付金	内閣総理大臣
地方消費者行政強化交付金	内閣総理大臣
無線システム普及支援事業費等補助金 (高度無線環境整備推進事業に限る)	総務大臣
情報通信技術利活用事業費補助金 (データ連携促進型スマートシティ推進事業に限る)	総務大臣
外国人受入環境整備交付金	法務大臣
学校施設環境改善交付金 (公立学校施設の衛生環境の改善及び安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備に係るものに限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費補助金 (補習等のための指導員等派遣事業(学力向上を目的とした学校教育活動の支援及びスクール・サポート・スタッフの配置に限る)に限る)	文部科学大臣
教育支援体制整備事業費交付金 (幼稚園の感染症対策支援及び幼稚園のICT環境整備支援に限る)	文部科学大臣
学校保健特別対策事業費補助金 (感染症対策のためのマスク等購入支援事業、特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業及び学校等における感染症対策等支援事業に限る)	文部科学大臣
公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金	文部科学大臣
公立学校情報機器整備費補助金 (学校からの遠隔学習機能の強化事業及びGIGAスクールサポーター配置支援事業に限る)	文部科学大臣
学校臨時休業対策費補助金	文部科学大臣
私立高等学校等経常費助成費補助金 (授業料減免事業等支援特別経費(家計急変世帯への授業料減免支援に限る)及び教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校推進経費(私立高等学校等への学校再開等支援に限る)に限る)に限る)	文部科学大臣
地方スポーツ振興費補助金 (スポーツによる地域活性化推進事業(地域スポーツコミッションの活動再開支援事業に限る)に限る)	文部科学大臣
文化芸術振興費補助金 (文化施設の感染症防止対策事業、文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業、劇場・音楽堂等の子供鑑賞体験支援事業(令和2年度第三次補正予算分に限る)、文化資源活用推進事業及び文化施設の活動継続・発展等支援事業に限る)	文部科学大臣
医療提供体制推進事業費補助金 (看護師養成所等における実習補充事業に限る)	厚生労働大臣
疾病予防対策事業費等補助金 (マイナンバー情報連携体制整備事業、健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業、新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への検査助成事業及び特定感染症検査等事業(緊急風しん抗体検査等事業に限る)に限る)	厚生労働大臣
保健衛生施設等施設整備費補助金	厚生労働大臣
保育対策総合支援事業費補助金 (保育環境改善等事業のうち新型コロナウイルス感染症対策支援事業及び保育所等における感染症対策のための改修整備等事業並びに保育士修学資金貸付等事業、保育所等改修費等支援事業及び保育所等業務効率化推進事業(保育所等におけるICT化推進等事業)に限る)	厚生労働大臣
保育所等整備交付金 (保育所等における感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
児童福祉事業対策費等補助金 (感染防止に配慮した児童虐待・DV等相談支援体制強化事業、児童の安全確認等のための体制強化事業、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業、児童養護施設等の感染防止対策のための相談・支援事業、虐待防止のための情報共有システム構築事業、児童相談所等におけるICT化推進事業、児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び一時保護所及び児童養護施設等における医療連携体制強化事業に限る)	厚生労働大臣

別表 対象事業

(い)	(ろ)
交付対象事業	交付対象事業を所管する大臣
母子家庭等対策費補助金 (感染防止に配慮したひとり親家庭等相談支援体制強化事業及びひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業のうち新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的として実施するものに限る)に限る)	厚生労働大臣
次世代育成支援対策施設整備交付金 (感染症対策のための改修整備事業に限る)	厚生労働大臣
母子保健衛生費補助金 (新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(オンラインによる保健指導等及び育児等支援サービスのうち令和2年度第二次補正予算分に限る)、乳幼児健康診査個別実施支援事業、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業(令和2年度第三次補正予算分及び令和3年度第一次補正予算分に限る)、幼児健康診査個別実施支援事業及び産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策事業に限る)	厚生労働大臣
子育て支援対策臨時特例交付金 (不妊に悩む方への特定治療支援事業に限る)	厚生労働大臣
地域自殺対策強化交付金 (地域自殺対策強化事業のうち新型コロナウイルス感染症に対応した対面相談事業、電話相談事業、SNS相談事業及び深夜電話相談強化事業に限る)	厚生労働大臣
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (自立相談支援機関等の強化事業、感染症拡大に伴う面接相談等体制強化事業、居宅生活移行緊急支援事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に限る)	厚生労働大臣
障害者総合支援事業費補助金 (障害福祉サービス等の衛生管理体制確保支援等事業、障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業、在宅障害者等に対する安否確認等支援事業、特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援事業、就労系障害福祉サービス等の機能強化事業、障害福祉サービスにおけるテレワーク等導入支援事業、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う地域活動支援センターや日中一時支援事業の受け入れ体制強化等、障害福祉分野のICT導入モデル事業、障害者就業・生活支援センター事業機能強化事業、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う訪問入浴サービス等体制強化事業、障害福祉分野のロボット等導入支援事業、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業及び生産活動拡大支援事業に限る)	厚生労働大臣
社会福祉施設等施設整備費補助金 (障害者支援施設等の多床室の個室化に要する改修事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)及び障害者支援施設等における個室化改修等支援事業(障害児入所施設又は救護施設を除く)に限る)	厚生労働大臣
精神保健対策費補助金 (新型コロナウイルス感染症に対応した心のケア支援事業に限る)	厚生労働大臣
介護保険事業費補助金 (新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業、通いの場の活動自粛下における介護予防のための広報支援事業、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業(市町村実施分(特定個人情報データ標準レイアウト改版分))及びウィズコロナ下での感染防止対策を確保した上での通いの場をはじめとする介護予防の推進や施設での面会等の再開・推進支援事業に限る)	厚生労働大臣
職業能力開発校設備整備費等補助金 (障害者職業能力開発校に限る)	厚生労働大臣
新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金	厚生労働大臣
雇用開発支援事業費等補助金 (地域活性化雇用創造プロジェクト(地域雇用再生コース)に限る)	厚生労働大臣
6次産業化市場規模拡大対策整備交付金 (輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の緊急支援事業、大径原木加工施設整備緊急対策及びコメ・コメ加工品輸出拡大緊急対策整備事業に限る)	農林水産大臣
農業・食品産業強化対策整備交付金 (国産農畜産物供給力強靱化対策に限る)	農林水産大臣
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金 (農業労働力確保緊急支援事業のうち農業機械等導入事業及び担い手確保・経営強化支援事業費に限る)	農林水産大臣
国産農産物生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金 (麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクトのうち水田麦・大豆産地生産性向上事業(令和2年度第三次補正予算に計上された国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金を受けて実施する同事業を含む)に限る)	農林水産大臣
中小企業経営支援等対策費補助金 (地域企業再起支援事業費に限る)	経済産業大臣
奄美群島振興交付金	国土交通大臣
小笠原諸島振興開発費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金	国土交通大臣
訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	国土交通大臣
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業(令和2年度第三次補正予算に計上された再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業のうち官民連携で行う地域に裨益する再生可能エネルギーに関する事業の実施・運営体制を構築する事業を含む))	環境大臣

別紙 1

各地方公共団体における臨時交付金の交付限度額は、以下の 1 から 5 までの交付限度額の合計額とする。

1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額は、以下の〔1〕から〔3〕の算定額の合計額

〔1〕国の補助事業等の地方負担分

国の令和 2 年度補正予算（第 1 号、特第 1 号、第 2 号又は特第 2 号）に計上される事業、令和 2 年度補正予算（第 3 号又は特第 3 号。ただし、感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）に計上される事業、令和 3 年度補正予算（第 1 号又は特第 1 号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和 2 年度補正予算（第 3 号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）に計上される事業、令和元年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」（令和 2 年 2 月 13 日新型コロナウイルス感染症対策本部）又は「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 ー第 2 弾ー」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部）に係るもので、地方公共団体の令和 2 年度予算に計上されたものに限る。）、令和 2 年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、令和 2 年度補正予算（第 1 号又は第 2 号）に計上された予備費により実施される事業、令和 3 年度当初予算に計上された予備費により実施される事業（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和 4 年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業の地方負担額を基礎として、別に定める算定率を用いて、以下のとおり算定した額とする。

なお、別表に定められた国庫補助事業等の他、国の負担又は補助の割合が法令の規定により定められている国庫補助事業等の地方負担額についても算定対象とする。

国の令和2年度補正予算（第1号、特第1号、第2号又は特第2号）、令和2年度補正予算（第3号又は特第3号。感染拡大防止策に係る事業又はポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現に係る事業（専ら投資的経費に充当される事業を除く。）に限る。）、令和3年度補正予算（第1号又は特第1号。ただし、感染拡大防止策に係る事業、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えに係る事業又は未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動に係る事業のうち令和2年度補正予算（第3号）等において交付金により措置した事業（趣旨・内容が同一の事業に限る。）に限る。）、令和元年度予備費第1弾・第2弾（地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る。）、令和2年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）、令和3年度予備費（新型コロナウイルス感染症対策に係るものに限る。）及び令和4年度当初予算に計上された一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費により実施される事業により実施する国庫補助事業等の地方負担額の合計額

× 算定率

[2] 単独事業分

各地方公共団体の単独事業分に係る交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の（１）の算定額、（２）の算定額、（３）の算定額及び（４）の算定額の合計額とする。

（１）国の令和２年度補正予算（第１号）分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.5 \times A \times B \times \alpha + 0.5 \times C \times \beta) \times D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 76 号）による改正前の普通交付税に関する省令（昭和 37 年自治省令第 17 号）附則第 21 条の規定が適用される団体については、適用後の人口をいう。以下（１）から（３）までにおいて同じ。

算式の符号

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）により、令和 2 年 4 月 16 日時点で特定警戒都道府県とされた都道府県（以下「特定警戒都道府県」という。）	1.2
都道府県人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における人口をいう。以下同じ。）1 万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数（令和 2 年 4 月 16 日時点の累積 PCR 検査陽性者数をいう。）（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	1.1

(以下(1)において同じ。)が全国人口1万人当たりの感染者数(0.71人)を超えた都道府県	
その他の都道府県	1.0

B:新型コロナウイルス感染症患者が大幅に増えた場合に推計されるピーク時の医療需要に係る係数として次の算式により算定した数(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式

$$(a + b + c) \times \frac{1}{3}$$

算式の符号

a: ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数に係る指数

算式

$$a' / 0.00330863$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

a': $((0-14 \text{ 歳都道府県人口}) \times 0.18/100 + (15-64 \text{ 歳都道府県人口}) \times 0.29/100 + (65 \text{ 歳以上都道府県人口}) \times 0.51/100) / \text{都道府県人口}$ (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ $((0-14 \text{ 歳都道府県人口}) \times 0.18/100 + (15-64 \text{ 歳都道府県人口}) \times 0.29/100 + (65 \text{ 歳以上都道府県人口}) \times 0.51/100)$ に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

b: ピーク時において1日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$b' / 0.00165708$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

b' : ((0-14 歳都道府県人口) × 0.05/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.02/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.56/100) / 都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ ((0-14 歳都道府県人口) × 0.05/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.02/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.56/100) に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

c : ピーク時において 1 日当たり新たに新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数に係る係数

算式

$$c' / 0.00005590$$

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

算式の符号

c' : ((0-14 歳都道府県人口) × 0.002/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.001/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.018/100) / 都道府県人口 (小数点以下第八位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ ((0-14 歳都道府県人口) × 0.002/100 + (15-64 歳都道府県人口) × 0.001/100 + (65 歳以上都道府県人口) × 0.018/100) / 都道府県人口に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

α : 別に定める乗率

C : 地方交付税法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値 (小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.27

2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超える数	0.48
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

β : 別に定める乗率

D : $(1.18 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

(1.18 - 財政力指数) が零を下回る場合には、零とする。

財政力指数：地方交付税法第 14 条の規定により算定した基準財政収入額を同法第 11 条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成 29 年度、平成 30 年度及び令和元年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの 3 分の 1 の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（1）から（3）までにおいて同じ。

都道府県分の単独事業分のうち（1）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$4,800 \text{ 円} \times \text{人口} \times (0.3 \times A \times B \times \alpha + 0.7 \times C \times \beta) \times D$$

算式の符号

A：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
特定警戒都道府県の区域内の市町村	1.2
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数を超えた都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

B：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和2年4月1日における保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。以下（1）から（3）までにおいて同じ。）及び特別区	1.2
その他の市町村	1.0

α ：別に定める乗率

C：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13

同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

β : 別に定める乗率

D : $(1.20 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

(1.20 - 財政力指数) が零を下回る場合には、零とする。

市町村分の単独事業分のうち(1)に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(2) 国の令和2年度補正予算(第2号)分

国の令和2年度補正予算(第2号)に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

算式

$$2,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

事業所数：経済センサス活動調査規則によって公表された平成28年6月1日現在における個人事業所、法人事業所及び法人でない団体の事業所数の合計数(事業内容等不詳事業所を除く。)をいう。以下(2)及び(3)において同じ。

算式の符号

α : 23.799716821

事業所数 $\times\alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
特定警戒都道府県のうち、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.4
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数（令和2年5月25日現在の累積PCR検査陽性者数をいう。）（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（以下（2）において同じ。）が全国人口1万人当たりの感染者数（1.282人）を超えた都道府県及び特定警戒都道府県のうち令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.3
特定警戒都道府県のうち、都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数以下の都道府県で、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除された都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 令和2年5月25日現在の都道府県人口1万人当たりの感染者数が1.282人の2倍を超える都道府県については0.1を、1.5倍を超える都道府県については0.05を、上記の係数に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち（2）①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times C \times \beta$$

算式の符号

α : 23.810629453

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
特定警戒都道府県のうち、令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.4
都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数(1.282人)を超えた都道府県の区域内の市町村及び特定警戒都道府県のうち令和2年5月21日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.3
特定警戒都道府県のうち、都道府県人口1万人当たりの新型コロナウイルス感染症の感染者数が全国人口1万人当たりの感染者数以下の都道府県で、令和2年5月14日に緊急事態宣言が解除された都道府県の区域内の市町村	1.2
その他の都道府県の区域内の市町村	1.0

※ 令和2年5月25日現在の都道府県人口1万人当たりの感染者数が1.282人の2倍を超える都道府県の区域内の市町村については0.1を、1.5倍を超える都道府県の区域内の市町村については0.05を、上記の係数に加える。

B : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
保健所設置市及び特別区	1.2

その他の市町村	1.0
---------	-----

$$C : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち(2)①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$5,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.64

5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該都道府県の人口に占める年少者人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における 15 歳未満の人口をいう。以下(2)及び(3)において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口のうち 15 歳未満の者の数（以下（2）及び（3）において「年少者住民基本台帳登録人口」という。）とする。

高齢者人口割合：当該都道府県の人口に占める高齢者人口（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における 65 歳以上の人口をいう。以下（2）及び（3）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳登録人口のうち 65 歳以

上の者の数（以下（２）及び（３）において「高齢者住民基本台帳登載人口」という。）とする。

C : (1.18－財政力指数) × 0.8 + 0.2

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち（２）②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$7,200 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11

同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登録人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の高齢者住民基本台帳登録人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、

洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
人口密度（当該市町村の人口を面積（平方キロメートル）で除して得た数（小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以下（2）及び（3）において同じ。）が107未満の市町村	1.2
人口密度が107以上341未満の市町村	人口密度×-0.00085+1.29145
人口密度が341以上の市町村	1.0

D：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和2年4月1日において、区域の全部または一部が、過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E：(1.20－財政力指数) ×0.8+0.2

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち（2）②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(3) 国の令和2年度一般会計補正予算(第3号)分

国の令和2年度一般会計補正予算(第3号)に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.799716821$$

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A: 次の表の都道府県区分に対応する率のうちいずれか高い率

都道府県区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県(新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月22日を含むものに限る。以下「緊急事態措置実施都道府県」という。)	1.4
令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置若しくは協力要請推進枠交付金の交付対象事業を実施することとなった都道府県又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村の属する都道府県（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県」という。）については、「4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き ア」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,100 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

$$\alpha : 23.810629453$$

事業所数 $\times\alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率のうちいずれか高い率

市 町 村 区 分	率
緊急事態措置実施都道府県の区域内の市町村	1.2

令和3年1月8日から同月22日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※ 保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

※ 令和3年1月23日から同年2月7日までの間に、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施することとなった都道府県の区域内の市町村、都道府県が実施することとなった協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施することとなった市町村（以下「令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村」という。）については、「4即時対応特定経費交付金に係る交付限度額 注書き イ」により算定した額と上記算式により算定した額との差額分を別途算定する。

$$B : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.27
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.54
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.61
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.64
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.48
8,000,000 人を超える数	0.14
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.89
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.87
同上 900,000 人を超える数	0.85

B：年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該都道府県の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の年少者人口は、平成28年1月1日現在の年少者住民基本台帳登録人口とする。

高齢者人口割合：当該都道府県の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の人口に占める高齢者人口の割合（0.263）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、福島県の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の高齢者住民基本台帳登録人口とする。

C：(1.18－財政力指数) × 0.8 + 0.2
Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,600 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの

100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.75
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.66
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.18
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.15
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.45
同上 96,000 人を超える数	-1.67

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：当該市町村の人口に占める年少者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を全国の人口に占める年少者人口の割合（0.125）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

※ただし、以下の市町村の年少者人口は、平成 28 年 1 月 1 日現在の年少者住民基本台帳登録人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、岩泉町、田野畑村、野田村、洋野町、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

高齢者人口割合：当該市町村の人口に占める高齢者人口の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端

数を四捨五入する。)を全国人口に占める高齢者人口の割合(0.263)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

※ただし、以下の市町村の高齢者人口は、平成28年1月1日現在の高齢者住民基本台帳登録人口とする。

宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村、洋野町、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、女川町、南三陸町、田村市、南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

C：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
人口密度が107未満の市町村	1.2
人口密度が107以上341未満の市町村	人口密度×-0.00085+1.29145
人口密度が341以上の市町村	1.0

D：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和2年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E：(1.20-財政力指数)×0.8+0.2

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

(4) 国の令和3年度一般会計補正予算分

国の令和3年度一般会計補正予算に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の①の算定額及び②の算定額の合計額とする。

① 新型コロナウイルス感染症対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,400 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。以下(4)②アにおいて同じ。

事業所数：経済センサス基礎調査規則（平成31年総務省令第46号）によって公表された令和元年経済センサス基礎調査（甲調査確報）における事業所数をいう。以下(4)、「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

α : 19.727264729

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入

する。

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県	1.4
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超え、182以下の都道府県	1.2
その他の都道府県	1.0

※ 厚生労働省が令和3年12月7日に公表した保健・医療提供体制確保計画における既存病床数に占めるピーク時の病床数の割合が6.9%以上の都道府県については0.1を上記の率に加える。

B： $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成30年度、令和元年度及び令和2年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下（4）及び「2 事業者支援交付金に係る交付限度額」において同じ。

β ：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各都道府県

の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$1,050 \text{ 円} \times (\text{人口} + \text{事業所数} \times \alpha) \times A \times B \times \beta$$

算式の符号

人口：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であって、令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における人口から令和2年9月30日現在における住民基本台帳登録人口を控除した数を令和2年9月30日現在における住民基本台帳登録人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下（4）②イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた国勢調査令によって調査した平成27年10月1日現在における当該市町村の人口

b：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定

に用いた令和2年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口

c : 令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成27年9月30日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口

α : 19.733808966

事業所数 $\times \alpha$ に小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が182を超える都道府県の区域内の市町村	1.2
令和3年1月1日から9月30日までの期間において、特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき公示された緊急事態措置を実施すべき期間の日数に1.5を乗じた数と、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき公示されたまん延防止等重点措置を実施すべき期間の日数を合算した数が91を超え、182以下の都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については0.4を、地域保健法施行令第1条第3号に掲げる市及び特別区については0.2を、それぞれ上記の率に加える。

B : $(1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$

Bが0.2を下回る場合には、0.2とする。

β : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち①に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

② 地域経済対応分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$2,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58
6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90

同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和3年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口（住民基本台帳登録人口のうち15歳未満の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合（0.121）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「〔3〕 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和3年1月1日における当該都道府県の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口（住民基本台帳登録人口のうち65歳以上の者の数をいう。以下（4）において同じ。）の割合（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を、全国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合（0.282）で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下「〔3〕 コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 ア」において同じ。

C : (1.15－財政力指数) ×0.8+0.2

Cが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

都道府県分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$3,700 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times D \times E \times \alpha$$

算式の符号

A：地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

年少者人口割合：令和3年12月24日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を全国の住民基本台帳登録人口に占める年少者住基人口の割合(0.121)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

高齢者人口割合：令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた当該市町村の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)を全国の住民基本台帳登録人口に占める高齢者住基人口の割合(0.282)で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)。以下「[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分 イ」において同じ。

C : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
人口密度(当該市町村の人口を面積(平方キロメートル)で除して得た数(小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下(4)において同じ。)が85未満の市町村	1.2
人口密度が85以上339未満の市町村	人口密度×-0.00079+1.26693
人口密度が339以上の市町村	1.0

D : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和3年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

E : $(1.21 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Eが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

市町村分の単独事業分のうち②に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

[3] コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分に係る各地方公共団体の交付限度額は、都道府県分及び市町村分のそれぞれについて、以下の算定額とする。

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている都道府県にあっては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数× β ×D+人口×E×F)×A×G×H」とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F)×A×G」と読み替えるものとする。

算式

$1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$

※ $1,300 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$ 及び $1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F) \times A \times G \times H \times \gamma$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される団体については、当該規定の適用後の人口をいう。

A：次の表の都道府県区分に対応する率

都道府県区分	率
令和4年1月1日から3月31日までの期間において、特措法第31条の4第1項又は第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県	1.1
その他の都道府県	1.0

B：年少者人口割合 $\times 0.5$ + 高齢者人口割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
一人当たり県民所得（令和3年に内閣府が公表した平成28年度から平成30年度までの各年度の県民経済計算における一人当たりの県民所得の合計額を3で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が2,705千円未満の都道府県	1.2
一人当たり県民所得が2,705千円以上2,958千円未満の都道府県	一人当たり 県民所得/ 1,000 \times —

	0.00079+
	3.33682
一人当たり県民所得が 2,958 千円以上の都道府県	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.652335659

D : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
中小企業割合（中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該都道府県の中小企業数（民営及び非一次産業に限る。）を同庁によって公表された同月時点の当該都道府県の企業数（民営及び非一次産業に限る。）で除して得た数（小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）が 0.99818 以上の都道府県	1.2
中小企業割合が 0.99689 以上 0.99818 未満の都道府県	中小企業割合×155.039 －153.557
中小企業割合が 0.99689 未満の都道府県	1.0

E : 地方交付税法第 13 条第 4 項第 1 号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 1,700,000 人以上のもの	
1,700,000 人	1.00
1,700,000 人を超え 2,100,000 人までの数	0.50
2,100,000 人を超え 2,500,000 人までの数	0.50
2,500,000 人を超え 3,500,000 人までの数	0.65
3,500,000 人を超え 5,000,000 人までの数	0.69
5,000,000 人を超え 6,000,000 人までの数	0.58

6,000,000 人を超え 8,000,000 人までの数	0.50
8,000,000 人を超える数	0.09
人口が 1,700,000 人に満たないもの その団体の数値	1.00
1,700,000 人に満たない数が 300,000 人までの数	0.90
同上 300,000 人を超え 600,000 人までの数	0.89
同上 600,000 人を超え 900,000 人までの数	0.88
同上 900,000 人を超える数	0.84

F：次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
第一次産業就業者数割合（国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数（普通交付税に関する省令第 11 条第 1 項第 1 号（一）（2）に規定する第一次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）を国勢調査令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第二次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）及び第三次産業就業者数（同号（一）（2）に規定する第三次産業就業者数をいう。以下〔3〕アにおいて同じ。）の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）（福島県については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合（同令によって調査した平成 22 年 10 月 1 日現在における第一次産業就業者数を同令によって調査した同日現在における第一次産業就業者数、第二次産業就業者数及び第三次産業就業者数の合計数で除して得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）に 0.950 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕アにおいて同じ。）が 0.070 以上の都	1.2

道府県	
第一次産業就業者数割合が 0.038 以上 0.070 未満の 都道府県	第一次産業 就業者数割 合×6.33513 +0.75927
第一次産業就業者数割合が 0.038 未満の都道府県	1.0

G : 次の表の都道府県区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

都道府県区分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合（ワクチン接種記録システム（VRS）に令和4年4月24日までに登録された新型コロナワクチンの3回目接種数を令和3年8月31日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた同年1月1日現在の住民基本台帳登録人口で除して得た数（小数点以下第四位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下〔3〕において同じ。）が0.70以上の都道府県	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の都道府県	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の都道府県	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の都道府県	1.0

H : $(1.07 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$

Hが0.2を下回る場合には、0.2とする。

財政力指数: 地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で令和元年度、令和2年度及び令和3年度に係るもの（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算したものの3分の1の数値をいう（小数点以下第二位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）。以下〔3〕において同じ。

γ : 別に定める乗率

都道府県の交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする。

ただし、ウクライナからの避難民を受け入れている市町村にあつては、当該算定した額に令和4年4月21日時点におけるウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分として以下の算式により別途算定した額を加算した額とする。この場合において、ウクライナからの避難民として別に通知する人数に係る分を算定するに当たっては、以下の算式中「人口×A」とあるのは「ウクライナからの避難民×A」と、「事業所数×β×D+人口×E×F×G）×A×H×I」とあるのは「ウクライナからの避難民×190×F×G）×A×H」と読み替えるものとする。

算式

$1,100 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + 1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times A \times H \times I \times \gamma$

※ $1,100 \text{ 円} \times \text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha$ 及び $1,150 \text{ 円} \times (\text{事業所数} \times \beta \times D + \text{人口} \times E \times F \times G) \times A \times H \times I \times \gamma$ に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

算式の符号

人口：国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在における当該団体の人口をいう。ただし、普通交付税に関する省令附則第21条の規定が適用される市町村については当該規定の適用後の人口をいい、令和2年7月豪雨により災害救助法が適用された同法第2条に規定する災害発生市町村であつて、国勢調査令によって調査した同日現在における人口から同年9月30日現在における住民基本台帳登録人口を控除した数を同日現在における住民基本台帳登録人口で除した数が-0.234を下回る団体については次の算式により算定した人口をいう。以下〔3〕イにおいて同じ。

算式

$$a \times b / c$$

小数点未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

- a : 国勢調査令によって調査した平成 27 年 10 月 1 日現在における当該市町村の人口
- b : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた令和 2 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口
- c : 令和 3 年 8 月 31 日までに決定された普通交付税の額の算定に用いた平成 27 年 9 月 30 日現在における当該市町村の住民基本台帳登録人口

A : 次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和 4 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間において、特措法第 31 条の 4 第 1 項又は第 3 項の規定に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された都道府県の区域内の市町村	1.1
その他の市町村	1.0

B : 年少者人口割合×0.5+高齢者人口割合×0.5

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

C : 次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
一人当たり地方税収（平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度の地方財政状況調査（市町村・一部事務組合分）04 表の「歳入内訳」の表側「1. 地方税」、表頭「決算額」の数（特別区にあつては、当該数に当該年度の地方財政状況調査（都道府県分）52 表の「市町村税の徴収実績（東京都のみ該当）」の表側「合計（一～三）」、表頭「収入済額」の「合計」を加算し	1.4

た数とする。)を当該年度の1月1日現在における住民基本台帳登録人口で除して得た数(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計額を3で除して得た数(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下[3]イにおいて同じ。)が105,471円未満の市町村	
一人当たり地方税収が105,471円以上249,770円未満の市町村	一人当たり地方税収/ 1,000× -0.00278+ 1.69321
一人当たり地方税収が249,770円以上の市町村	1.0

α : 別に定める乗率

β : 18.500252532

D : 次の表の市町村区分に対応する率(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

市 町 村 区 分	率
中小企業割合(中小企業庁によって公表された平成28年6月時点の当該市町村の中小企業数(民営及び非一次産業に限る。)を同庁によって公表された同月時点の当該市町村の企業数(民営及び非一次産業に限る。)で除して得た数(小数点以下第五位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)をいう。以下[3]において同じ。)が0.99879以上の市町村	1.2
中小企業割合が0.99689以上0.99879未満の市町村	中小企業割合×105.263 -103.936
中小企業割合が0.99689未満の市町村	1.0

E : 地方交付税法第13条第4項第1号に規定する段階補正に係る係数に準じて、超過累退又は超過累進の方法によって次の表に定める率を用いて算定した数値を当該率を用いない率で算定した数値で除して得

た数値（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

人口が 100,000 人以上のもの	
100,000 人	1.00
100,000 人を超え 250,000 人までの数	0.74
250,000 人を超え 400,000 人までの数	0.67
400,000 人を超え 1,000,000 人までの数	0.52
1,000,000 人を超える数	0.51
人口が 100,000 人に満たないもの	
その団体の数値	1.00
100,000 人に満たない数が 70,000 人までの数	0.11
同上 70,000 人を超え 80,000 人までの数	0.13
同上 80,000 人を超え 88,000 人までの数	0.17
同上 88,000 人を超え 92,000 人までの数	0.17
同上 92,000 人を超え 96,000 人までの数	-0.46
同上 96,000 人を超える数	-1.65

F：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
第一次産業就業者数割合（岩手県宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、野田村及び洋野町、宮城県仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町及び南三陸町並びに福島県いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町及び飯館村については、第一次産業就業者数割合と平成 22 年第一次産業就業者数割合に 0.950 を乗じて得た数（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか大きい数とする。以下〔3〕イにおいて同じ。）が 0.098 以上の市町村	1.2
第一次産業就業者数割合が 0.038 以上 0.098 未満の市町村	第一次産業 就業者数割

	合×3.33333 +0.87333
第一次産業就業者数割合が0.038未満の市町村	1.0

G：次の表の市町村区分に対応する率

市 町 村 区 分	率
令和4年4月1日において、区域の全部又は一部が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、旧過疎地域自立促進特別措置法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法、山村振興法又は半島振興法の対象となっている市町村	1.2
その他の市町村	1.0

H：次の表の市町村区分に対応する率（小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

市 町 村 区 分	率
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.70以上の市町村	1.3
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.60以上0.70未満の市町村	1.2
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50以上0.60未満の市町村	1.1
新型コロナワクチン3回目接種者割合が0.50未満の市町村	1.0

I：(1.19－財政力指数)×0.8+0.2

Iが0.2を下回る場合には、0.2とする。

γ：別に定める乗率

市町村分の交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

2 事業者支援交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の事業者支援交付金に係る交付限度額は、都道府県分については以下の（１）の算定額及び（２）の算定額の合計額とし、市町村分については以下の（２）の算定額とする。

（１）令和３年４月３０日限度額通知に係る分

各都道府県の交付限度額は、以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$60,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 1,000,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

（１）に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

（２）令和３年８月２０日限度額通知に係る分

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

算式

$$40,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha + 500,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α : 別に定める乗率

(2)のうち都道府県分に係る交付限度額総額と各都道府県の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい都道府県の額に加算し、又はこれから減額する。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとし、27,000円×事業所数×A×αが百万円を下回る場合には、百万円とする。）とする。

算式

$$27,000 \text{ 円} \times \text{事業所数} \times A \times \alpha \times \beta$$

算式の符号

$$A : (1.0 - \text{財政力指数}) \times 0.5 + 0.5$$

Aが0.2を下回る場合には、0.2とする。

α：別に定める乗率

27,000円×事業所数×A×αに五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円とする。

β：別に定める乗率

(2)のうち市町村分に係る交付限度額総額と各市町村の算定額の合算額との間に差額があるときは、その差額を算定額の最も大きい市町村の額に加算し、又はこれから減額する。

3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① 特定大規模施設

特定大規模施設は、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年4月23日変更。以下「令和3年4月23日付基本的対処方針」という。）三（3）3）①及び「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設として、休業要請を行うものとされた施設であること。ただし、特措令第11条第1項第10号に規定する施設を除く。
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請又は営業時間短縮要請を受け、これに応じた施設であること。

② 特定大規模施設運営事業者

特定大規模施設の運営により収益を得る事業を行う者であって、当該施設の管理権等の休業又は営業時間短縮を決定する権限を有し、これにより休業又は営業時間短縮を決定した者をいう。ただし、国及び地方公共団体その他これに類する法人を除く。

③ 特定百貨店店舗

特定大規模施設である百貨店等において当該店舗の売上が当該百貨店等にいったん計上され、その後分配される場合であって、当該百貨店等から一定の区画の分配を受け、当該店舗の運営者の名義等で出店し、百貨店等に対して一定の自律性をもって事業を営んでいる店舗をいう。

④ 自己利用部分面積

特定大規模施設運営事業者自らが一般消費者向け事業の用に直接供している部分（飲食店に係る協力金の対象となる事業所として利用している部分を除く。）であって、休業要請又は営業時間短縮要請に応じて休業又は営業時間短縮を行っている部分の面積をいう。

⑤ 要請対象大規模施設

要請対象大規模施設とは、次に掲げるすべてを満たす施設をいう。

- 一 令和3年4月23日付基本的対処方針三（3）3）①において、特措令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える施設として、休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を行うものとされた施設
- 二 特措法第24条第9項に基づき都道府県対策本部長が行う休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請等を受け、これに応じた施設

⑥ テナント事業者等

要請対象大規模施設の、要請に基づく休業、営業時間短縮又は無観客開催期間中に、契約に基づき、当該要請対象大規模施設の区画を賃借し（要請対象大規模施設の敷地内等において当該施設運営者等との契約に基づき、飲食品の移動販売を継続的に行うことを含む。）、分譲を受けて、自己の名義等で出店し、当該要請対象大規模施設を利用する一般消費者向けに、当該要請対象大規模施設の運営者に対して一定の自律性をもって事業を営む店舗（契約に基づき店舗を設ける予定を有していたが休業要請等を受けて実際に設けることができなかつた場合を含む。）を運営する事業者をいう。

⑦ 非飲食業カラオケ店

飲食業の許可を受けていない建築物の床面積1,000㎡以下のカラオケ店をいう。

⑧ 非飲食業カラオケ事業者

特措法第45条第2項に基づき特定都道府県知事が行う休業要請を受け、休業した非飲食業カラオケ店を営む者をいう。

⑨ 支給対象テナント事業者等

支給対象テナント事業者等は、非飲食業カラオケ事業者又は次に掲げるすべてを満たす店舗を営む事業者をいう。

一 テナント事業者等が運営する店舗又は映画館運営事業者若しくは映画配給会社が要請対象大規模施設である映画館の常設のスクリーンを有する上映室で映画を上映する場合の上映室（この場合、上映室を店舗とみなすこととし、映画館運営事業者及び映画配給会社をそれぞれ店舗の運営事業者とみなすこととする。）

二 要請対象大規模施設運営者が休業要請、営業時間短縮要請又は無観客開催要請を受けて要請対象大規模施設の休業、営業時間短縮又は無観客開催を行ったことに伴い、休業又は営業時間短縮を行った店舗

⑩ 月次支援金

中小企業庁が給付する緊急事態措置、まん延防止等重点措置又は令和3年9月30日をもって緊急事態措置区域から除外された都道府県における休業等の措置の影響緩和に係る支援金をいう。

⑪ 第三者認証制度

各都道府県が、別に定める基準に基づき導入している、飲食店の感染防止対策の適合性に係る認証制度をいう。

[2] 算定額

各都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算

定額、(2-1)の算定額、(2-2)の算定額及び(3)の算定額の合計額(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)とする。

なお、都道府県が、第3の1二ただし書きの規定により、当該都道府県分の協力要請推進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の協力要請推進枠交付金に係る交付限度額とする。

(1) 飲食店に対する協力金等分

ア 要請等に応じた対象者に対する協力金等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間Ⅰ>

令和3年2月28日以前の期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域については、同年3月7日以前の期間とする。

算式(一律単価方式)

$$\Sigma (A \times B \times 0.8)$$

算式の符号

A: 要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

B: 対象者に給付する1日当たりの協力金等の金額(20,000円(令和2年12月16日から令和3年1月7日までの期間にあつては、40,000円、令和3年1月8日以降の期間にあつては、表1の区域区分に対応する単価①)を上限とする。)に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅱ>

令和3年3月1日から3月21日までの期間

※ただし、令和3年1月7日に行われた緊急事態宣言において、同年3月8日以降も引き続き緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域について

は、同年3月8日から3月21日までの期間とする。

算式（平均単価方式）

$$C \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (D \times E \times 0.8)$$

算式の符号

C：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

D：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

E：表1の区域区分に対応する単価①に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅲ>

令和3年3月22日から3月31日までの期間

算式（平均単価方式）

$$F \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (G \times H \times 0.8)$$

算式の符号

F：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

G：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

H：次の表1の区域区分に対応する単価②に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間Ⅳ>

令和3年4月1日から4月21日までの期間

特措法第32条第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態

措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）又は同法第31条の4第1項第2号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「まん延防止等重点措置区域」という。）のうち同法第31条の6第1項に基づき都道府県知事が定める区域（以下「まん延防止等重点措置地域」という。）については、以下の算式Ⅰ（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、以下の算式Ⅰ（規模別方式）又は算式Ⅱ（平均単価方式）のいずれかにより算定するものとする。

なお、算式Ⅰ（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式Ⅰ（規模別方式）

$$\Sigma (J \times K_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (J \times K_1) \times 0.02$$

算式Ⅱ（平均単価方式）

$$I \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (J \times K_2 \times 0.8)$$

算式の符号

I：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

J：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

K₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表2の区域区分に対応する単価③を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

K₂：表2の区域区分に対応する単価③に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

<対象期間V>

令和3年4月22日から9月12日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式Ⅲ（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、21 時までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、原則として、以下の算式Ⅲ（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式Ⅳ（平均単価方式）により算定することを認める。ただし、21 時より遅い時間までの営業時間短縮の要請等を行う場合にあっては、算式Ⅳ（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式Ⅲ（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式Ⅲ（規模別方式）

$$\Sigma (M \times N_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (M \times N_1) \times 0.02$$

算式Ⅳ（平均単価方式）

$$L \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (M \times N_2 \times 0.8)$$

算式の符号

L：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

M：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

N₁：対象者に支給する 1 日当たりの協力金等の金額（表 3 の区域区分に対応する単価④を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

N₂：表 3 の区域区分に対応する単価④に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和 3 年 4 月 21 日以前に、4 月 22 日以降までの営業時間短

縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間（緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。）については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする（以下本ただし書において「経過措置」という。）。（令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。）

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間VI>

令和3年9月13日から11月18日までの期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式V（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式VI（平均単価方式）により算定することを認める。また、令和3年9月13日以降に営業時間短縮の要請等が全国で一度終了した後に再度営業時間短縮の要請等が行われる場合、その他の区域については、算式VI（平均単価方式）により算定するものとする。

なお、算式V（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式V（規模別方式）

$$\Sigma (P \times Q_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (P \times Q_1) \times 0.02$$

算式Ⅵ（平均単価方式）

$$O \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (P \times Q_2 \times 0.8)$$

算式の符号

O：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

P：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

Q₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表4の区域区分に対応する単価⑤を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

Q₂：表4の区域区分に対応する単価⑤に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

<対象期間Ⅶ>

令和3年11月19日以降の期間

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域については、以下の算式Ⅶ（規模別方式）により算定するものとする。

その他の区域については、原則として、以下の算式Ⅶ（規模別方式）により算定するものとするが、都道府県等の判断により第三者認証制度の適用店舗以外の飲食店（以下「非認証店」という。）に対して規模別方式による協力金等の給付を行わない場合には、算式Ⅷ（平均単価方式）により算

定することを認める。

なお、算式Ⅶ（規模別方式）により算定する場合は、事務費分の交付限度額を加算するものとする。

算式Ⅶ（規模別方式）

$$\Sigma (S \times T_1 \times 0.8)$$

※以下の算式により計算される額を事務費分の交付限度額とする。

$$\Sigma (S \times T_1) \times 0.02$$

算式Ⅷ（平均単価方式）

$$R \times 0.8$$

※ただし、以下の算式により計算される額を上限とする。

$$\Sigma (S \times T_2 \times 0.8)$$

算式の符号

R：要請等に応じた対象者に対して、当該都道府県等が給付した協力金等の総額

S：要請等に応じ、協力金等の給付を受ける対象者の数

T₁：対象者に支給する1日当たりの協力金等の金額（表5-1の区域区分に対応する単価⑥又は表5-2の区域区分に対応する単価⑦を上限とする。）に当該対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

T₂：表5-2の区域区分に対応する単価⑦に対象者が要請等に応じた日数を乗じて得た額

※ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、第三者認証制度の適用店舗（以下「認証店」という。）が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。

(注) 「一律単価方式」は、各対象者に対し単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式、「平均単価方式」は、1対象者当たりの平均額が単価を超えない範囲で協力金等を給付する方式。「規模別方式」は、対象者の事業規模に応じた単価により協力金等を給付する方式をいう。

表1 令和3年3月31日までの単価

区域区分		単価① (令和3年3月21日以前)	単価② (令和3年3月22日～3月31日)
緊急事態措置区域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合	60,000円	—
	上記以外の場合	0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「その他の区域」と同様に扱う)	—
緊急事態措置区域から解除された区域	緊急事態措置区域から解除された日以降も、引き続き、21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	40,000円	40,000円
	上記以外の場合		20,000円

表2 令和3年4月1日から4月21日までの単価

区域区分		算式	単価③ (令和3年4月1日～4月21日)		
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合	算式I (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	対象者の飲食業に係る1日当たり売上高(以下「1日当たり飲食業売上高」という。)が100,000円以下の場合	40,000円
				1日当たり飲食業売上高が100,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円			
上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた期間については、「その他の区域」と同様に扱う)			
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式I (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)

			1 日当たり飲食業 売上高が 250,000 円を超える場合	75,000 円
		売上高減少 額方式 (対象者が 大企業の場合又は対象 者が中小企 業であって 売上高方式 によらない 場合に限 る。)	1 日当たり飲食業 売上高の減少額が 0 円を超え、 500,000 円以下の 場合	1 日当たり飲食 業売上高の減 少額×0.4 又は 1 日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額 (千円未満切 上)
			1 日当たり飲食業 売上高の減少額が 500,000 円を超え る場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額
		算式Ⅱ (平均 単価方 式)	40,000 円	
	上記以外の場 合	算式Ⅱ (平均 単価方 式)	20,000 円	

※「中小企業」とは、原則として、中小企業基本法第2条第1項に規定する「中小企業者」及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。）でその営む主たる事業に応じ、従業員の数と同項における中小企業の基準以下の法人等をいい、「大企業」とは、中小企業以外の事業者をいう。以下同じ。

表3 令和3年4月22日から9月12日までの単価

区域区分		算式	単価④ (令和3年4月22日～9月12日)			
緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域	20時まで(酒類提供時間は11時から19時まで)の営業時間短縮の要請等を行う場合	算式Ⅲ (規模別方式) (※)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円	
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)	
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円	
				売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
					1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置若しくはまん延防止等重点措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)				
その他の区域	21時までの営業時間短縮の要請等を行う場合	算式Ⅲ (規模別方式)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。)	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円	
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)	
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円	
			売上高減少額	1日当たり飲食業売上	1日当たり飲食	

		方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。)	高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額
	算式Ⅳ (平均単価方式) (※)	20,000 円		
上記以外の場合	算式Ⅳ (平均単価方式)	20,000 円		

(※) ただし、令和3年4月21日以前に、4月22日以降までの営業時間短縮の要請等を行った場合、当該要請等の期間(緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域においては、当該緊急事態措置又は当該まん延防止等重点措置を実施すべき期間、「その他の区域」においては、令和3年5月5日までの期間に限る。)については、表3の単価④に代えて表2の単価③を適用することを可能とする(以下本ただし書において「経過措置」という。)(令和3年4月22日以降にまん延防止等重点措置区域となった都道府県の区域内の「その他の区域」を除く。)

また、まん延防止等重点措置区域である都道府県が、経過措置を適用しているまん延防止措置を実施すべき期間中に緊急事態措置区域とされた場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

加えて、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合には、当該都道府県の区域において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表3の単価④に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

表4 令和3年9月13日から11月18日までの期間の単価

区域区分		算式	単価⑤ (令和3年9月13日～11月18日)		
緊急事態措置区域	休業要請又は20時まで(酒類提供禁止)の営業時間短縮要請を行う場合	算式V (規模別方式) (※1)	売上高方式 (対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式 (対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。)	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円			
上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)			
まん延防止等重点措置地域	21時まで(酒類提供時間は11時から20時まで)の営業時間短縮要請を行う場合	算式V (規模別方式)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を	1日当たり飲食業売上高の減

				<p>超え、500,000 円以下の場合</p> <p>1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合</p>	<p>少額×0.4 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額 (千円未満切上)</p> <p>200,000 円 又は 1 日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額</p>
	20 時まで (酒類提供禁止又は酒類提供時間は 11 時から 19 時 30 分まで) の営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 75,000 円以下の場合	30,000 円
1 日当たり飲食業売上高が 75,000 円を超え、250,000 円以下の場合				1 日当たり飲食業売上高×0.4 (千円未満切上)	
1 日当たり飲食業売上高が 250,000 円を超える場合				100,000 円	
			売上高減少額方式	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 0 円を超え、500,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 (千円未満切上)
	1 日当たり飲食業売上高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円			
	上記以外の場合		0 円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)		
その他の区域	21 時までの営業時間短縮の要請を行う場合 (※2)	算式 V (規模別方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円以下の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売上高が 83,333 円を超え、250,000 円以下の場合	1 日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)

			場合	上)
			1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
		売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額 (千円未満切上)
			1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
		算式VI (平均単価方式)	20,000円	
		上記以外の場合		0円

(※1) ただし、令和3年9月12日時点で緊急事態措置区域に指定されている都道府県のうち令和3年9月13日以降も緊急事態措置区域とされた都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

また、表2の単価③を適用している緊急事態措置区域が存在する緊急事態宣言期間中に、新たな都道府県が緊急事態措置区域に追加された場合、当該都道府県において、当該緊急事態措置を実施すべき期間については、表4の単価⑤に代えて、表2の単価③を適用することを可能とする。

(※2) ただし、令和3年10月1日以降における非認証店に対する要請は、20時までの営業時間短縮の要請を行う場合に限る。

表5-1 令和3年11月19日以降の単価（認証店）

区域区分		算式	単価⑥ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式Ⅶ（規模別方式）	売上高方式（対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。）	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式（対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。）	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
	21時までの営業時間短縮要請を行う場合		売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3 のいずれか低い額

					(千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額
	上記以外の場合		0円 (ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に取り扱う)		
まん延防止等重点措置地域	21時までの営業時間短縮要請を行う場合	算式Ⅶ (規模別方式) (※)	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が83,333円以下の場合	25,000円
				1日当たり飲食業売上高が83,333円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.3 (千円未満切上)
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	75,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額 (千円未満切上)
	1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円 又は 1日当たり飲食業売上高×0.3のいずれか低い額			
	上記以外		0円		

	の場合		(ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準備期間等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う)
その他の区域			0円

- (※) ただし、令和4年1月9日以降にまん延防止等重点措置区域に指定されている都道府県において、都道府県知事の要請等に基づき、認証店が20時まで（酒類の提供禁止）の営業時間短縮を行う場合、表5-1の単価⑥に代えて、表5-2の単価⑦を適用することを可能とする。

表5-2 令和3年11月19日以降の単価（非認証店）

区域区分		算式	単価⑦ (令和3年11月19日以降)		
緊急事態措置区域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式Ⅶ（規模別方式）	売上高方式（対象者が中小企業の場合に限る。以下同じ。）	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式（対象者が大企業の場合又は対象者が中小企業であって売上高方式によらない場合に限る。以下同じ。）	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を超え、500,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高の減少額×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高の減少額が500,000円を超える場合	200,000円
上記以外の場合	0円 （ただし、緊急事態措置を実施するための準備期間又は緊急事態措置区域である都道府県等が定めるまん延の防止に関する措置を実施する区域以外の区域等、特措法担当大臣との協議により認められたものについては、「その他の区域」と同様に扱う）				
まん延防止等重点措置地域	20時まで（酒類提供禁止）の営業時間短縮要請を行う場合	算式Ⅶ（規模別方式）	売上高方式	1日当たり飲食業売上高が75,000円以下の場合	30,000円
				1日当たり飲食業売上高が75,000円を超え、250,000円以下の場合	1日当たり飲食業売上高×0.4（千円未満切上）
				1日当たり飲食業売上高が250,000円を超える場合	100,000円
			売上高減少額方式	1日当たり飲食業売上高の減少額が0円を	1日当たり飲食業売上高の減

				超え、500,000 円以下 の場合 1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 500,000 円を超える場合	少額×0.4 (千 円未満切上) 200,000 円
	上記以外 の場合		0 円 (ただし、まん延防止等重点措置を実施するための準 備期間等、特措法担当大臣との協議により認められた ものについては、「その他の区域」と同様に扱う)		
その他 の区域	20 時まで の営業時 間短縮の 要請を行 う場合	算式Ⅶ (規模別 方式)	売上高方式	1 日当たり飲食業売上 高が 83,333 円以下 の場合	25,000 円
				1 日当たり飲食業売上 高が 83,333 円を超 え、250,000 円以下の 場合	1 日当たり飲食 業売上高×0.3 (千円未満切 上)
				1 日当たり飲食業売上 高が 250,000 円を超 える場合	75,000 円
		売上高減少額 方式	1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 0 円を 超え、500,000 円以下 の場合	1 日当たり飲食 業売上高の減 少額×0.4 又は 1 日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額 (千円未満切 上)	
			1 日当たり飲食業売上 高の減少額が 500,000 円を超える場合	200,000 円 又は 1 日当たり飲食 業売上高×0.3 のいずれか低 い額	
			算式Ⅷ (平均単 価方式)	20,000 円	
	上記以外の場合	0 円			

イ 早期給付により付加的に要した事務費に係る分

別紙2に基づき規模別協力金の一部を早期に給付（以下「早期給付」という。）するに当たって付加的に要した事務費分の交付限度額は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・ 早期給付を実施するに当たって要した事務費の総額
- ・ 早期給付の支給件数に 30,000 円を乗じて得た額に 30,000,000 円を加えた額

(2-1) 基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等
分

ア 令和3年4月23日付基本的対処方針に基づく休業要請に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年4月25日から5月11日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$A \times x + B \times y + C \times z$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：休業を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円を上限とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円を上限とする。

z：休業を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円を上限とする。

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) から iii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100㎡未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円を上限とする。

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき休業要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日1日当たりの支給額(20,000円とする。)から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

イ 令和3年5月7日付以降の基本的対処方針に基づく営業時間短縮要請等に係る分

以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年5月12日から11月18日までの期間

※ただし、まん延防止等重点措置区域においては、令和3年5月7日から6月20日までの期間とする。

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A: 特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B: 特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C: 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

- x : 自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。
- y : 特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。
- z : 営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。
- a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) から iii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.8を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D : 要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100^m2を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100^m2未満の場合は1とする。

x : テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a : 要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応

じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

iii) 非飲食業カラオケ事業者に係る分

非飲食業カラオケ店ごとに、休業要請に応じた日 1 日当たりの支給額（20,000 円とする。）から休業要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、非飲食業カラオケ店ごとに算出された協力金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

(2-2) 都道府県の判断による要請に係る大規模施設等に対する協力金等分

ア 特定都道府県による上乗せ分

特定都道府県が行う、4 (2-1) イに加えて、上乗せ措置として、令和 3 年 5 月 7 日付基本的対処方針によって営業時間短縮要請を行うこととされた時間より早い時間の営業時間短縮要請又は休業要請（以下「より早い営業時間短縮要請等」という。）に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和 3 年 5 月 12 日から 11 月 18 日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要

請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times b$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、2,000円とする。

z：より早い営業時間短縮等を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下のi)及びii)に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間又は休業期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時

間短縮要請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times b$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100㎡未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日における本来の営業時間に対するより早い営業時間短縮要請等に応じて営業を短縮した時間から令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分を控除した時間の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づきより早い営業時間短縮要請等に応じた日1日当たりの支給額を決定し、より早い営業時間短縮要請等に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times b$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

b：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対するより

早い営業時間短縮要請等に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21時までの営業時間に係る部分に限る。）の割合

イ 令和3年6月21日から11月18日までのまん延防止等重点措置地域における営業時間短縮要請に係る分

まん延防止等重点措置地域（令和3年6月17日付基本的対処方針三（3）8）又は9）に係るもの）において、都道府県が行う営業時間短縮要請に係る分の大規模施設等に対する協力金等は、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間>

令和3年6月21日から11月18日までの期間

① 特定大規模施設運営事業者等に対する協力金分

特定大規模施設ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、特定大規模施設ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている特定大規模施設であって、当該特定大規模施設における自己利用部分面積が主として飲食業を営んでいると認められる場合は交付対象から除く。

算式

$$(A \times x + B \times y + C \times z) \times a$$

算式の符号

A：特定大規模施設の自己利用部分面積1,000㎡を1単位とした値。ただし、単位未満切捨てとし、自己利用部分面積が1,000㎡未満の場合は1とする。

B：特定大規模施設に係るテナント店舗及び特定百貨店店舗の数。ただし、テナント事業者等協力金の支給対象となる店舗及び特定百貨店店舗が合わせて10以上存在する特定大規模施設である場合に限る。

C：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数

x：自己利用部分面積に応じた支給額。ただし、200,000円とする。

y：特定大規模施設に係るテナント店舗数及び特定百貨店店舗の数に応じ

た支給額。ただし、2,000円とする。

z：営業時間短縮を行った特定百貨店店舗の数に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

② 支給対象テナント事業者等に対する協力金分

以下の i) 及び ii) に基づき、算出した額の合計額とする。

ただし、その営業時間短縮期間に関し、飲食店に係る協力金の支給を受けている店舗については交付対象から除く。

i) テナント事業者等に係る分

テナント事業者等の店舗ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、テナント事業者等の店舗ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$D \times x \times a$$

算式の符号

D：要請対象大規模施設内におけるテナント事業者等の店舗等面積100㎡を1単位とし、単位未満切捨てとする。ただし、当該店舗等面積が100㎡未満の場合は1とする。

x：テナント事業者等の専用の店舗等面積に応じた支給額。ただし、20,000円とする。

a：要請対象日における本来の営業時間に対する営業時間短縮要請に応じて営業を短縮した時間のうち令和3年5月7日付基本的対処方針によって営業時間短縮を行うこととされた時間に係る部分の割合

ii) 映画館運営事業者及び映画配給会社に係る分

要請対象大規模施設である映画館ごとに、以下の算式に基づき営業時間短縮要請に応じた日1日当たりの支給額を決定し、営業時間短縮要請に応じた日数に応じて支払う協力金を算出し、要請対象大規模施設である映画館ごとに算出された協力金の額の総和に0.6を乗じて得た額とする。

算式

$$E \times x \times a$$

算式の符号

E：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数

x：要請対象大規模施設である映画館において映画を上映することとしている常設のスクリーンの数に応じた支給額。ただし、20,000 円とする。

a：要請対象日において本来予定していた映画の上映回数に対する営業時間短縮要請に応じ営業を短縮したことにより上映できないこととなった回数（21 時以降の営業時間に係る部分に限る。）の割合

(3) 酒類販売事業者に対する支援金分

酒類販売事業者に対し、都道府県の判断により月次支援金の上限に上乗せして支給する場合又は月次支援金と同様の要件の下で都道府県の判断により月間事業収入が 50%以上減少した旨の要件を緩和（ただし、月間事業収入の減少割合が 30%以上^{*1}である場合に限る。）して支給する場合において、月次支援金の支給対象となり得る個人事業者等又は中小法人等ごとに支払う額（ただし、以下のいずれか小さい額とする。）を決定し、個人事業者等又は中小法人等ごとに決定された支援金の額の総和に 0.8 を乗じて得た額とする。

- ・個人事業者等の場合：100,000 円^{*2}
中小法人等の場合：200,000 円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*3}を控除した金額

ただし、月間事業収入の減少割合が 70%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・個人事業者等の場合：200,000 円^{*2}
中小法人等の場合：400,000 円^{*2}
- ・売上減少額から月次支援金の給付額^{*3}を控除した金額

また、令和 3 年 7 月、8 月、9 月又は 10 月の支給分については、月間事業収入の減少割合が 90%以上の場合は、以下のいずれか小さい額とする。

- ・ 個人事業者等の場合：300,000円^{※2}
 中小法人等の場合：600,000円^{※2}
- ・ 売上減少額から月次支援金の給付額^{※3}を控除した金額

※1：令和3年7月、8月、9月又は10月の給付については、当該月及び前月の月間事業収入の減少割合が2ヶ月連続で15%以上の場合は、当該月の減少割合が30%以上と同等の取扱いとする。

※2：支給額については、当該金額以下で都道府県の判断により決定できるものとする。

※3：給付事務の迅速化の観点から、都道府県の判断で、月次支援金の給付額にかえて、個人事業者等の場合は100,000円、中小法人等の場合は200,000円とすることができるものとする。

4 即時対応特定経費交付金に係る交付限度額

各地方公共団体の即時対応特定経費交付金に係る交付限度額は、協力要請推進枠交付金の地方負担分が新型コロナウイルス感染症対応分を上回る地方公共団体への対応分として、以下の算式により算定した額とする。

<対象期間 I >

令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

A×0.25－Bが0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和2年11月1日から令和3年12月19日までの期間に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額及び「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（2－1）基本的対処方針に基づく要請に係る大規模施設等に対する協力金等分」の算定額の合計額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額 [2] 単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が0を下回る場合は0とする。

算式の符号

A：アの算式の符号Aに同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額^(注)。

(注) 令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県及び令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村にあつては以下の額とする。

ア 令和3年1月23日以降緊急事態措置等実施都道府県分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分 ア都道府県分」の算式の符号Aを以下のように読み替えて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

A：次の表の都道府県区分に対応する率のうちいずれか高い率

都道府県区分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月23日から同年2月7日までのいずれかの日を含むものに限る。）	1.4
令和3年1月23日から同年2月7日までの全部又は一部の間について、協力要請推進枠交付金の交付	1.2

対象事業を実施する都道府県又は当該交付対象事業を実施する市町村の属する都道府県	
---	--

イ 令和3年1月23日以降緊急事態措置等対象市町村分

「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（3）国の令和2年度一般会計補正予算（第3号）分 ①新型コロナウイルス感染症対応分 イ市町村分」の算式の符号Aを以下のように読み替えて算定した額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）

A：次の表の市町村区分に対応する率のうちいずれか高い率

市 町 村 区 分	率
特措法第32条第1項又は第3項の規定に基づき緊急事態措置区域として公示された都道府県（新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間に令和3年1月23日から同年2月7日までのいずれかの日を含むものに限る。）の区域内の市町村	1.2
令和3年1月23日から同年2月7日までの全部又は一部の間について、都道府県が実施する協力要請推進枠交付金の交付対象事業に係る対象区域の存する市町村又は当該交付対象事業を実施する市町村	1.1

※ 保健所設置市及び特別区については0.2を上記の率に加える。

<対象期間Ⅱ>

令和3年12月20日以降の期間

ア 都道府県分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A：協力要請推進枠交付金の交付限度額（ただし、令和 3 年 12 月 20 日以降の期間※に係る交付限度額に限る。）のうち「3 協力要請推進枠交付金に係る交付限度額（1）飲食店に対する協力金等分」の算定額（当該都道府県が負担する額に対応する額とする。）

※緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域に指定されている期間に限る。

B：「1 事業者支援交付金、協力要請推進枠交付金、即時対応特定経費交付金及び検査促進枠交付金を除く臨時交付金に係る交付限度額〔2〕単独事業分（4）国の令和 3 年度一般会計補正予算分 ①新型コロナウイルス感染症対応分」として算定した額。

イ 市町村分

以下の算式により算定した額とする（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）。

算式

$$(A \times 0.25 - B) \times 0.95$$

$A \times 0.25 - B$ が 0 を下回る場合は 0 とする。

算式の符号

A：アの算式の符号 A に同じ。（当該市町村が負担する額に対応する額とする。）

B：アの算式の符号 B に同じ。

5 検査促進枠交付金に係る交付限度額

[1] 用語の定義

① PCR検査等

PCR法やLAMP法等の核酸増幅法による検査及び抗原定量検査をいう

② 実施事業者

都道府県の登録を受けて、別に定める実施要領に従って検査を実施する事業者（都道府県等及び共同して事業を実施する場合の共同事業者を含む。）

③ ワクチン・検査パッケージ制度

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

④ 対象者全員検査

飲食店やイベント主催者等の事業者が、入店者や入場者等の対象者全員の検査結果の陰性を確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課される行動制限を緩和する制度

⑤ ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業

健康上の理由等（新型コロナワクチンを接種できない12歳未満であることを含む。以下同じ。）により新型コロナワクチンを接種できない者のうち、新型コロナウイルス感染症の症状が出ていない者（以下「無症状者」という。）が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

⑥ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

ア 令和4年1月19日から3月31日まで

無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際して検査結果の陰性を確認する民間の取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

イ 令和4年4月1日から8月31日まで

新型コロナワクチンを3回接種していない者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント若しくは旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や検査結果の陰性のいずれかを確認する地方公共団体や民間事業者等による取組において必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業。ただし、新型コロナワクチンの3回接種を完了した者のうち、無症状者が、経済社会活動を行うに当たり、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等に必要な検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業を含む。

⑦ 一般検査事業

感染リスクが高い環境にある等の理由により感染不安を感じる住民のうち、無症状者が、検査受検要請（感染拡大傾向にある場合に都道府県知事の判断により行われる特措法第24条第9項等に基づくものに限る。）に応じて受検した検査に要する費用を無料とするために、実施事業者に対して都道府県等が補助等（検査実施に当たり必要な検査体制整備等に対する補助を含む。）する事業

[2] 算定額

各都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額は、以下の（1）の算定額及び（2）の算定額の合計額とする。

なお、都道府県が、第3の1の二ただし書きの規定により、当該都道府県分の検査促進枠交付金の全部又は一部を市町村に交付することを求める場合には、当該都道府県の検査促進枠交付金に係る交付限度額から相当額を控除し、その額を当該市町村の検査促進枠交付金に係る交付限度額とする。

（1）検査等費用支援への対応分

以下のアの算定額及びイの算定額の合計額（五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。）とする。

ア ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^n (A_i + B_i)$$

算式の符号

A_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

B_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円/人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円/人を上限とする。

n : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン・検査パッケージ等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

イ ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^m (C_i + D_i)$$

算式の符号

C_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1、表2又は表3の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。）は、この限りではない。

D_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円/人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査（PCR検査等に限る。）の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円/人を上限とする。

m : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業に基づき検査を受検した人数に限る。

ウ 一般検査事業分

以下の算式により算定した額とする。

算式

$$\sum_{i=1}^l (E_i + F_i) \times 0.8$$

算式の符号

E_i : 受検者*i*の検査費用に対して都道府県が補助等した費用（表1、表2又は表3の検査区分に対応する単価を上限とする。）

※ただし、特措法担当大臣との協議において、災害や交通事情等の事由により特措法担当大臣がやむを得ないと認める場合（十分な事業規模を見込めないため、事業開始当初の単価を表1の検査区

分に対応する単価より高く設定する必要がある場合を含む。)は、この限りではない。

F_i : 実施事業者が検査を行うに当たり必要な経費に対して補助等する費用として都道府県が定める一律額。ただし、3,000円/人を上限とする。

※ただし、特措法担当大臣との協議により、検査拠点の早急な整備が困難な離島等において、無料検査(PCR検査等に限る。)の実施事業者の都道府県等が、検体採取の立会いを実施せずに唾液採取容器を配布する場合は0円/人を上限とする。

l : 実施事業者が行う検査を受検した人数。ただし、一般検査事業に基づき検査を受検した人数に限る。

(2) 検査体制整備等支援への対応分

以下の算式により算定した額とする。(五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。)

算式

$$33,300,000,000 \times A \times \alpha + 100,000,000 \text{ 円}$$

算式の符号

A : 都道府県人口割合 $\times 0.5$ + 事業所数割合 $\times 0.5$

小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

都道府県人口割合 : 当該都道府県の人口(国勢調査令によって調査した令和2年10月1日現在(速報集計)における人口をいう。以下同じ)を全国の人口で除して得た数値(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

事業所数割合 : 当該都道府県の事業所数(経済センサス基礎調査規則によって公表された令和元年経済センサス基礎調査(甲調査確報)における事業所数をいう。以下同じ)を全国の事業所数で除して得た数値

(小数点以下第三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

α : 別に定める乗率

表1 令和3年11月26日から令和4年3月31日までの単価

検査区分	単価
PCR検査等	8,500円 ^{※1}
抗原定性検査	3,000円 ^{※2}

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

※2：令和3年12月30日までは、3,500円とする。

表2 令和4年4月1日から6月30日までの単価

検査区分	単価
PCR検査等	8,500円 ^{※1}
抗原定性検査	1,500円

※1：実施事業者が医療機関である場合は、令和3年12月31日以降、7,000円とする。ただし、検体採取を行った医療機関が、他の医療機関又は衛生検査所等に委託し、採取した検体の検査を実施する場合を除く。

表3 令和4年7月1日以降の単価

検査区分	単価
PCR検査等	7,000円
抗原定性検査	1,500円

別紙 2

緊急事態措置区域又はまん延防止等重点措置地域における令和3年7月12日から9月30日までにおける酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等及び令和3年9月30日をもって緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が終了することに伴い緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域から解除された都道府県における、解除後である令和3年10月1日以降10月31日までの特措法第24条第9項に基づく営業時間短縮要請（以下別紙2において「要請等」という。）に応じた対象者（飲食店を営業する者であって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の都道府県知事の許可を受けた者をいう。以下同じ。）で、売上高方式で申請する対象者に対して、各都道府県が行う協力金等の給付事務は、次により迅速化に努めるものとする。

1 要請期間中における申請受付

令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の申請受付について、当該要請等の期間の終了を待たずに、当該要請等の日以降速やかに受付を開始するよう努めること。

その際、対象者に対して、酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面（以下「書面」という。別添に掲げる様式参照。）を提出させること。

2 協力金等の早期給付等

令和3年7月12日以降の要請等に応じた対象者（ただし、過去に不正や重大な書類の不備があった対象者については、都道府県の判断により、早期給付の対象から除外することを可能とする。）に対する協力金等の給付に当たっては、以下のアからウの対象者に応じて、給付の迅速化に努めること。

なお、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付する場合、早期給付に係る1日当たりの金額は、令和3年7月12日以降の要請等に応じた1日当たりの協力金等のうち1日当たり飲食業売上高が0円の場合の給付額（以下「下限額」という。）を上限とする。また、早期給付額の算定に係る要請等に応じた日数は、別途通知するところによるものとする。

ただし、対象者による協力金等の申請における1日当たりの協力金等の金額が下限額を超える場合は、確定申告書や売上高の証拠書類も併せて提出させた上で、当該超過部分の協力金等について、通常通り審査を行った上で給付するものとする。また、以前の要請等に対応した協力金等に係る申請時に提出していた飲食店営業許可の期限が要請期間内に終了する場合、更新後の営業許可証の写

しの提出を求めるなど、必要に応じ、提出書類の追加を都道府県において適切に判断すること。

ア 以前より要請等に対して継続して応じている対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、既に申請受付済みであるが未給付となっている協力金等と併せて、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を、対象者が申請を行ってから標準的には1週間を目処として、早期に給付すること。

なお、未給付の協力金等に係る審査に当たり、営業実態の確認はできているが、売上高等による協力金等の算定に時間を要している場合等は、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部のみを早期給付しても差し支えない。また、対象者が以前より要請等に対して継続して応じているかについては、過去の協力金等の申請・受給実績等により都道府県が確認可能な範囲において、判断すること。

(提出書類)

- ・令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。

イ 別紙2の2のアに該当しない対象者で、令和2年11月1日以降の営業時間短縮要請等に応じ、協力金等の受給実績のある対象者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降の要請等に係る協力金等の一部を早期に給付すること。

(提出書類)

- ①以前の要請等に対応した協力金等を受給したことが確認できる書類。ただし、都道府県独自で確認を行うことができる場合は、都道府県の判断により省略することができるものとする。
- ②令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。

ウ 令和3年4月1日以降に開業した対象者等、これまで協力金等の受給実績がない者に対する給付事務の迅速化

対象者による協力金等の申請に当たって、書面を提出させるとともに、以下の提出書類を審査した上で、令和3年7月12日以降分の協力金等の迅速な給付に努めること。

(提出書類)

- ①令和3年7月12日以降の要請等に応じていることが確認できる書類。ただし、都道府県の判断において、履行確認時に提出を求めることも可能とする。
- ②営業実態が確認できる書類
- ③その他協力金等給付事務における審査に必要な書類

(別添)

酒類提供の停止等の要請を遵守する旨の書面の様式は以下のとおりとする。
なお、書面の具体的な記載内容については、都道府県において、要請等の状況に応じて、違約金の支払い等必要な項目を追加するなど適切に判断すること。

また、都道府県において、申請時の提出書類として既に書面を提出させている場合は、既存の書面に下記の内容を含めることで代用することも可能とする。

協力金の一部早期給付等に係る書面

私は、「営業時間短縮に係る協力金（令和3年●月●日～●月●日実施分）」（以下「協力金」という。）のうち早期に一部を受給するに当たり、下記の内容について、遵守します。

記

- ・令和3年7月12日以降の酒類の提供停止を伴う休業要請又は営業時間短縮要請等を遵守します。
- ・申請書に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、支給された協力金額の支払等に応じます。
- ・要請期間中、営業時間を短縮していることや酒類を提供しないことを店舗に掲示します。

以上

令和 年 月 日

知事殿

所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____